

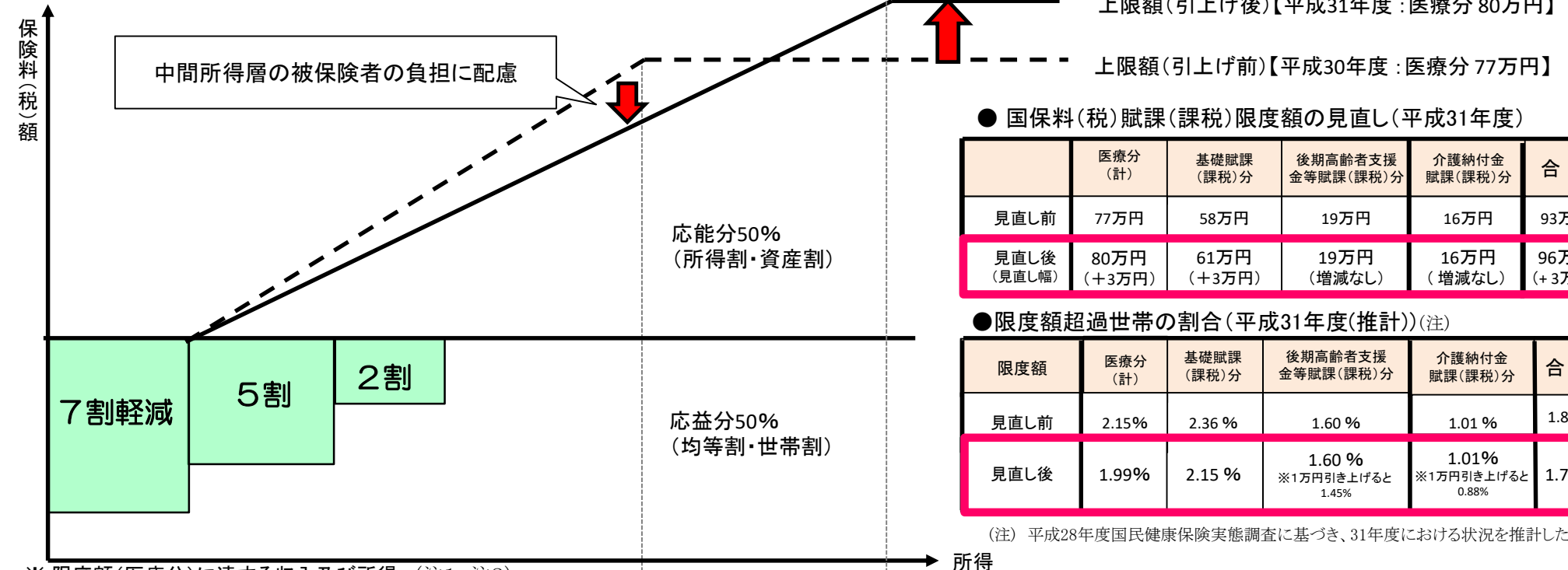
平成31年度の国保保険料(税)賦課(課税)限度額の在り方

- 国保料(税)の賦課(課税)限度額については、被用者保険におけるルール(※)とのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げているところ。

※最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%~1.5%の間となるように法定されている。

- 平成31年度においては、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平を図る観点から、基礎賦課分を3万円引き上げることとする。(後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は据え置く)

【参考】平成31年度において引上げを行った場合



● 国保料(税)賦課(課税)限度額の見直し(平成31年度)

	医療分(計)	基礎賦課(課税)分	後期高齢者支援金等賦課(課税)分	介護納付金賦課(課税)分	合計
見直し前	77万円	58万円	19万円	16万円	93万円
見直し後(見直し幅)	80万円(+3万円)	61万円(+3万円)	19万円(増減なし)	16万円(増減なし)	96万円(+3万円)

● 限度額超過世帯の割合(平成31年度(推計))(注)

限度額	医療分(計)	基礎賦課(課税)分	後期高齢者支援金等賦課(課税)分	介護納付金賦課(課税)分	合計
見直し前	2.15%	2.36%	1.60%	1.01%	1.86%
見直し後	1.99%	2.15%	1.60% ※1万円引き上げると1.45%	1.01% ※1万円引き上げると0.88%	1.75%

(注) 平成28年度国民健康保険実態調査に基づき、31年度における状況を推計したもの。

※ 限度額(医療分)に達する収入及び所得(注1、注2)
(基礎賦課(課税)分+後期高齢者支援金等分)

【平成30年度】	【平成31年度】
給与収入 約1,060万円 / 年金収入 約1,060万円 (給与所得 約840万円 / 年金所得 約840万円)	給与収入 約1,100万円 / 年金収入 約1,090万円 (給与所得 約880万円 / 年金所得 約880万円)

(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。
 (注2) 保険料率等は、旧ただし書・4方式を採用する平成28年度全国平均値で試算。平成28年度 所得割率 8.59%、資産割額 14,329円、均等割額 29,989円、世帯割額 28,153円。
 同様の考え方で平成31年度の限度額に達する収入を試算すると、3方式の場合には給与収入約980万円/年金収入約960万円、2方式の場合には給与収入約1,120万円/年金収入約1,110万円となる。